

令和7年

市議会12月定例會議案

知立市



## 令和7年市議会12月定例会議案

所 管	番 号	案 件
土 木	報告第13号	専決処分の報告について（物損事故に関する損害賠償の額の決定及び和解）
協 働	諮問第 2号	人権擁護委員候補者の推薦について
協 働	諮問第 3号	人権擁護委員候補者の推薦について
協 働	諮問第 4号	人権擁護委員候補者の推薦について
企画等	議案第58号	知立市事務分掌条例及び知立市来迎寺小学校放課後子ども教室条例の一部を改正する条例
企 業	議案第59号	知立市基金条例の一部を改正する条例
総 務	議案第60号	知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
総 務	議案第61号	知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例
総 務	議案第62号	知立市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
総 務	議案第63号	知立市会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
総 務	議案第64号	知立市職員旅費条例の一部を改正する条例
税 務	議案第65号	知立市税条例の一部を改正する条例
子 ど も	議案第66号	知立市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
子 ど も	議案第67号	知立市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
子 ど も	議案第68号	知立市特別保育等の実施に関する条例の一部を改正する条例
子 ど も	議案第69号	知立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
子 ど も	議案第70号	知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

所 管	番 号	案 件
子ども	議案第71号	知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例
水 道	議案第72号	知立市水道事業給水条例の一部を改正する条例
協 働	議案第73号	知立市西丘コミュニティセンターの指定管理者の指定について
土 木	議案第74号	知立市有料駐車場の指定管理者の指定について
	議案第75号	令和7年度知立市一般会計補正予算（第3号）
国 保	議案第76号	令和7年度知立市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
長 寿	議案第77号	令和7年度知立市介護保険特別会計補正予算（第3号）
水 道	議案第78号	令和7年度知立市水道事業会計補正予算（第1号）
下 水	議案第79号	令和7年度知立市下水道事業会計補正予算（第1号）

報告第13号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のように専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

物損事故に関する損害賠償の額の決定及び和解

（専決第3号）

（専決処分書別紙）

令和7年12月2日提出

知立市長 石川智子

専決第3号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次とのおり専決処分する。

物損事故に関する損害賠償の額の決定及び和解

1 損害賠償の額 金132,770円

2 事故の概要

(1) 発生日時 令和7年9月25日（木）午後2時00分頃

(2) 発生場所 知立市逢妻町丸坪28番地20地先 市道上

(3) 経 過 土木課職員が、市の管理する道路上で草刈作業を行っていたところ、使用していた草刈機の刃が小石を跳ね飛ばし、作業箇所横を通過していた相手方車両の左後部座席ドアガラスに当たり、これを損傷させたもの。

3 相手方の損害の程度 車両（トヨタ ヴォクシー）の左後部座席ドアガラスの損傷

4 過失割合 知立市100パーセント 相手方0パーセント

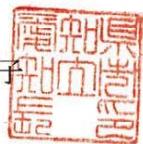
5 和解の内容

(1) 市は、相手方の損害額の全額を支払う。

(2) 市及び相手方は、和解日以後は、本件に関し、裁判上又は裁判外において、一切の異議の申立て又は請求をしないこととする。

令和7年10月9日

知立市長 石川智子



諮詢第2号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員候補者に推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和7年12月2日提出

知立市長 石川智子

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 野々山統理子

生年月日 [REDACTED]

諮詢第3号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員候補者に推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和7年12月2日提出

知立市長 石川智子

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 杉浦寿美子

生年月日 [REDACTED]

諮詢第4号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員候補者に推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和7年12月2日提出

知立市長 石川智子

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 鈴木 賢治

生年月日 [REDACTED]

議案第 58 号

知立市事務分掌条例及び知立市来迎寺小学校放課後子ども教室条例の  
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 2 日提出

知立市長 石川智子

知立市事務分掌条例及び知立市来迎寺小学校放課後子ども教室条例の一部を  
改正する条例

(知立市事務分掌条例の一部改正)

第 1 条 知立市事務分掌条例（平成 12 年知立市条例第 33 号）の一部を次のように  
改正する。

第 1 条中「及び局（以下「部等」という。）」を削り、同条第 3 号及び第 4 号  
を次のように改める。

（3）市民協働部

（4）福祉こども部

第 1 条第 6 号を次のように改める。

（6）産業環境部

第 2 条（見出しを含む。）中「部等」を「部」に改め、同条第 1 号ウ中「市民  
活動の推進」を「まちづくり」に改め、同号中エを削り、オをエとし、カをオと  
し、キをカとし、クをキとし、ケをクとし、コを削り、同条第 2 号に次のように  
加える。

カ 戸籍及び住民基本台帳に関する事項

キ 市民相談に関する事項

第 2 条第 3 号中「危機管理局」を「市民協働部」に改め、同号中イをオとし、  
アをエとし、同号にアからウまでとして次のように加える。

ア 市民活動の推進に関する事項

イ 人権及び男女共同参画に関する事項

ウ 観光に関する事項

第2条第4号中「福祉子ども部」を「福祉こども部」に改め、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ こども家庭相談に関する事項

第2条第6号中「市民部」を「産業環境部」に改め、同号ア及びイを削り、同号ウ中「、観光」を削り、同号中ウをアとし、その次に次のように加える。

イ 企業立地の推進に関する事項

第2条第6号中エをウとし、その次に次のように加える。

エ 土地改良に関する事項

第2条第7号中イを削り、ウをイとする。

(知立市来迎寺小学校放課後子ども教室条例の一部改正)

第2条 知立市来迎寺小学校放課後子ども教室条例（平成29年知立市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第3条中「知立市教育委員会（以下「委員会」という。）」を「市長」に改める。

第5条から第7条までの規定中「委員会」を「市長」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(知立市人にやさしい街づくり推進協議会条例の一部改正)

2 知立市人にやさしい街づくり推進協議会条例（平成9年知立市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条中「福祉子ども部福祉課」を「福祉こども部福祉課」に改める。

(知立市子ども・子育て会議条例の一部改正)

3 知立市子ども・子育て会議条例（平成16年知立市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条中「福祉子ども部子ども課」を「福祉こども部こども家庭課」に改める。

提案理由

この案を提出するのは、組織機構を改編する等のため必要があるからである。

議案第 59 号

知立市基金条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 2 日提出

知立市長 石川智子

知立市基金条例の一部を改正する条例

知立市基金条例（平成 7 年知立市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

知立市市制 50 周年事業基金	市制 50 周年事業を実施するため
-----------------	-------------------

--

」を

「

知立市市制 50 周年事業基金	市制 50 周年事業を実施するため
知立市産業振興基金	産業の振興を図るため

--

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、産業の振興を図るため必要があるからである。

## 議案第 60 号

### 知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 2 日提出

知立市長 石川智子

### 知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和 45 年知立市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「100 分の 172.5」を「、6 月に支給する場合においては 100 分の 172.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 177.5」に改める。

第 2 条 知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「502,000 円」を「516,000 円」に改め、同条第 2 号中「432,000 円」を「444,000 円」に改め、同条第 3 号中「422,000 円」を「434,000 円」に改め、同条第 4 号中「410,000 円」を「421,000 円」に改める。

第 6 条第 2 項中「、6 月に支給する場合においては 100 分の 172.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 177.5」を「100 分の 175」に改める。

#### 附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

#### 提案理由

この案を提出するのは、市議会議員の議員報酬の額の改定等のため必要があるからである。

## 議案第 61 号

### 知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 2 日提出

知立市長 石川智子

### 知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和 45 年知立市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 172.5」を「、6 月に支給する場合においては 100 分の 172.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 177.5」に改める。

第 2 条 知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「944,000 円」を「970,000 円」に改め、同条第 2 号中「783,000 円」を「805,000 円」に改め、同条第 3 号中「709,000 円」を「729,000 円」に改める。

第 5 条第 2 項中「、6 月に支給する場合においては 100 分の 172.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 177.5」を「100 分の 175」に改める。

#### 附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用す

る。

(期末手当の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

この案を提出するのは、市長、副市長及び教育長の給料の額の改定等のため必要があるからである。

議案第62号

知立市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年12月2日提出

知立市長 石川智子

知立市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 知立市職員の給与に関する条例（昭和45年知立市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「4,500円」を「4,700円」に改め、同条第3項中「2万1,000円」を「2万3,500円」に改める。

第20条第2項中「100分の125」を「、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5」に改め、同条第3項中「、「100分の70」」を「「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」に改める。

第21条第2項第1号中「100分の105」を「、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「、6月に支給する場合においては100分の50、12月に支給する場合においては100分の52.5」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表（一）

職員の区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額 (円)							
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700	
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300	
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900	
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600	
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400	
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800	
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500	
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000	
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400	

35	243, 800	279, 000	314, 200	361, 700	384, 400	415, 500	459, 800		
36	244, 800	279, 600	315, 500	363, 500	385, 400	416, 200	460, 200		
37	245, 800	280, 300	316, 700	365, 000	386, 200	416, 800	460, 600		
38	246, 700	281, 100	318, 000	366, 400	387, 100	417, 400	460, 900		
39	247, 600	281, 800	319, 300	367, 800	388, 000	417, 900	461, 200		
40	248, 400	282, 500	320, 600	369, 200	388, 800	418, 300	461, 500		
41	249, 200	283, 200	321, 900	370, 700	389, 600	418, 700	461, 800		
42	249, 900	283, 900	323, 100	371, 500	390, 400	418, 900	462, 100		
43	250, 500	284, 600	324, 400	372, 400	391, 200	419, 200	462, 400		
44	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500	462, 700		
45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800	463, 000		
46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100			
47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400			
48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700			
49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900			
50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200			
51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400			
52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700			
53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900			
54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200			
55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500			
56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800			
57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000			
58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300			
59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600			
60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800			
61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000			
62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300			
63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600			
64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800			
65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000			
66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300			
67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600			
68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800			
69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000			
70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300			
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600			
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800			
73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000			

	74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300			
	75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600			
	76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800			
	77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000			
	78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300			
	79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600			
	80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800			
	81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000			
	82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300			
	83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600			
	84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800			
	85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000			
	86	266, 200	305, 800	355, 700					
	87	266, 500	306, 100	356, 100					
	88	266, 800	306, 400	356, 500					
	89	267, 100	306, 700	356, 700					
	90	267, 400	307, 000	357, 100					
	91	267, 700	307, 300	357, 500					
	92	268, 000	307, 600	357, 900					
	93	268, 300	307, 800	358, 100					
	94		308, 000	358, 400					
	95		308, 300	358, 800					
	96		308, 700	359, 100					
	97		308, 900	359, 400					
	98		309, 200	359, 800					
	99		309, 500	360, 200					
	100		309, 900	360, 600					
	101		310, 100	361, 100					
	102		310, 400	361, 500					
	103		310, 700	361, 900					
	104		311, 000	362, 300					
	105		311, 200	362, 800					
	106		311, 500	363, 200					
	107		311, 800	363, 500					
	108		312, 100	363, 800					
	109		312, 300	364, 200					
	110		312, 600						
	111		313, 000						
	112		313, 300						

113		313,500							
114		313,700							
115		314,000							
116		314,400							
117		314,600							
118		314,800							
119		315,100							
120		315,400							
121		315,700							
122		315,900							
123		316,200							
124		316,500							
125		316,800							
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基 準 給料月額 (円)							
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第25条に規定する職員を除く。

別表第2（第4条関係）

行政職給料表（二）

職員の区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
定年前再任用 短時間勤務職 員以外の職員	1	198,200	240,400	260,400	291,600	319,000
	2	199,900	241,200	261,300	292,300	320,300
	3	201,600	242,000	262,200	293,000	321,600
	4	203,300	242,700	263,100	293,500	322,800
	5	205,000	243,400	264,100	294,100	323,700
	6	206,700	244,100	265,000	294,700	324,900
	7	208,300	244,900	266,000	295,300	326,100
	8	209,900	245,600	266,900	295,800	327,200
	9	211,500	246,400	267,800	296,300	328,200
	10	213,000	247,100	268,600	296,900	329,200
	11	214,500	247,800	269,300	297,500	330,300
	12	215,900	248,400	269,700	297,900	331,400
	13	217,300	249,100	270,300	298,300	332,400
	14	218,800	249,500	270,700	298,800	333,400
	15	220,300	250,000	271,100	299,200	334,500
	16	221,800	250,400	271,500	299,500	335,600
	17	223,200	250,900	271,900	299,900	336,600
	18	224,600	251,300	272,400	300,300	337,700
	19	226,000	251,800	272,900	300,700	338,800
	20	227,400	252,200	273,500	301,000	339,800
	21	228,800	252,500	274,200	301,300	340,800
	22	229,800	252,800	274,800	301,700	341,800
	23	230,900	253,100	275,400	302,100	342,700
	24	232,000	253,400	276,200	302,400	343,700
	25	233,000	253,900	277,000	302,700	344,700
	26	233,800	254,400	277,700	303,100	345,600
	27	234,700	254,800	278,200	303,400	346,600
	28	235,500	255,300	278,900	303,800	347,600
	29	236,400	255,800	279,700	304,100	348,600
	30	237,200	256,300	280,400	304,600	349,600
	31	238,000	256,700	281,100	305,000	350,600
	32	238,800	257,100	281,700	305,500	351,500
	33	239,600	257,400	282,400	306,000	352,400
	34	240,100	257,900	283,100	306,400	353,300

	35	240, 600	258, 400	283, 800	306, 900	354, 100
	36	241, 100	258, 800	284, 400	307, 400	355, 000
	37	241, 700	259, 200	285, 000	307, 900	355, 900
	38	242, 200	259, 700	285, 700	308, 500	356, 900
	39	242, 700	260, 100	286, 300	309, 100	357, 900
	40	243, 200	260, 500	286, 800	309, 800	358, 800
	41	243, 700	260, 900	287, 200	310, 300	359, 700
	42	244, 000	261, 300	287, 700	310, 800	360, 600
	43	244, 300	261, 800	288, 100	311, 400	361, 500
	44	244, 700	262, 100	288, 500	311, 900	362, 300
	45	245, 100	262, 400	289, 000	312, 400	363, 100
	46	245, 500	262, 800	289, 500	312, 900	363, 900
	47	245, 900	263, 200	290, 000	313, 500	364, 700
	48	246, 300	263, 500	290, 300	314, 100	365, 400
	49	246, 600	263, 900	290, 700	314, 700	366, 100
	50	246, 900	264, 300	291, 100	315, 400	366, 900
	51	247, 200	264, 600	291, 500	316, 100	367, 700
	52	247, 500	264, 900	292, 000	316, 800	368, 300
	53	247, 700	265, 300	292, 300	317, 400	369, 000
	54	248, 000	265, 600	292, 700	318, 100	369, 600
	55	248, 300	265, 900	293, 200	318, 700	370, 300
	56	248, 600	266, 300	293, 700	319, 300	371, 000
	57	248, 800	266, 600	294, 100	319, 900	371, 600
	58	249, 100	266, 900	294, 700	320, 600	372, 100
	59	249, 400	267, 200	295, 200	321, 300	372, 600
	60	249, 600	267, 500	295, 800	321, 900	373, 100
	61	249, 800	267, 800	296, 400	322, 400	373, 500
	62	250, 100	268, 100	296, 900	322, 900	
	63	250, 400	268, 400	297, 500	323, 500	
	64	250, 600	268, 700	298, 000	324, 100	
	65	250, 800	268, 900	298, 500	324, 700	
	66	251, 100	269, 200	299, 000	325, 100	
	67	251, 400	269, 500	299, 500	325, 500	
	68	251, 600	269, 700	300, 000	326, 000	
	69	251, 800	269, 900	300, 400	326, 300	
	70	252, 100	270, 200	300, 800	326, 800	
	71	252, 400	270, 500	301, 200	327, 300	
	72	252, 600	270, 700	301, 600	327, 700	
	73	252, 800	270, 900	302, 000	327, 900	

	74	253, 100	271, 200	302, 300	328, 200	
	75	253, 400	271, 500	302, 700	328, 400	
	76	253, 600	271, 700	303, 100	328, 700	
	77	253, 800	271, 900	303, 500	329, 000	
	78	254, 100	272, 200	303, 900	329, 300	
	79	254, 400	272, 500	304, 300	329, 600	
	80	254, 600	272, 700	304, 700	329, 800	
	81	254, 800	272, 900	305, 000	330, 000	
	82	255, 100	273, 200	305, 500	330, 300	
	83	255, 300	273, 500	305, 900	330, 600	
	84	255, 600	273, 700	306, 400	330, 800	
	85	255, 800	273, 900	306, 700	331, 000	
	86	256, 000	274, 100	307, 200	331, 200	
	87	256, 300	274, 400	307, 700	331, 500	
	88	256, 600	274, 700	308, 000	331, 800	
	89	256, 800	274, 900	308, 400	332, 000	
	90	257, 100	275, 100	308, 900	332, 300	
	91	257, 400	275, 400	309, 400	332, 600	
	92	257, 600	275, 600	309, 900	332, 800	
	93	257, 800	275, 900	310, 200	333, 000	
	94	258, 100	276, 200	310, 600	333, 300	
	95	258, 400	276, 500	311, 000	333, 600	
	96	258, 600	276, 700	311, 500	333, 800	
	97	258, 800	276, 900	311, 900	334, 000	
	98	259, 100	277, 200	312, 300		
	99	259, 400	277, 400	312, 600		
	100	259, 600	277, 700	312, 900		
	101	259, 800	277, 900	313, 200		
	102	260, 100	278, 100	313, 600		
	103	260, 400	278, 400	313, 900		
	104	260, 600	278, 700	314, 300		
	105	260, 800	278, 900	314, 600		
	106		279, 100	315, 000		
	107		279, 400	315, 400		
	108		279, 600	315, 600		
	109		279, 900	315, 800		
	110		280, 200	316, 100		
	111		280, 500	316, 400		
	112		280, 700	316, 600		

113		280,900	316,800		
114		281,200	317,100		
115		281,400	317,400		
116		281,600	317,600		
117		281,900	317,800		
118		282,200	318,100		
119		282,500	318,400		
120		282,700	318,600		
121		282,900	318,800		
122		283,100	319,100		
123		283,400	319,400		
124		283,700	319,600		
125		283,900	319,800		
126		284,100	320,100		
127		284,400	320,400		
128		284,700	320,600		
129		284,900	320,800		
130		285,100			
131		285,400			
132		285,700			
133		285,900			
134		286,100			
135		286,400			
136		286,700			
137		286,900			
定年前再任用 短時間勤務職員		基 準 給料月額 (円)	基 準 給料月額 (円)	基 準 給料月額 (円)	基 準 給料月額 (円)
		206,200	217,300	235,900	257,800
		290,200			

備考 この表は、技能及び労務的業務に従事する職員で、市長が定めるものに適用する。

第2条 知立市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」」を「「100分の126.25」とあるのは、「100分の71.25」」に改める。

第21条第2項第1号中「、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては100分の50、12月に支給する場合においては100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の知立市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

##### (給与の内払)

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の知立市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

##### (委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 提案理由

この案を提出するのは、職員の給料の額の改定等のため必要があるからである。

議案第 63 号

知立市会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 2 日提出

知立市長 石川智子

知立市会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 知立市会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例（令和元年知立市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 2 号中「100 分の 125」を「、10 月に支給する場合においては 100 分の 125、4 月に支給する場合においては 100 分の 127.5」に改める。

第 7 条の 2 第 1 項第 2 号中「100 分の 105」を「、10 月に支給する場合においては 100 分の 105、4 月に支給する場合においては 100 分の 107.5」に改める。

第 2 条 知立市会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 2 号中「、10 月に支給する場合においては 100 分の 125、4 月に支給する場合においては 100 分の 127.5」を「100 分の 126.25」に改める。

第 7 条の 2 第 1 項第 2 号中「、10 月に支給する場合においては 100 分の 105、4 月に支給する場合においては 100 分の 107.5」を「100 分の 106.25」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 8 年 5 月 1

日から施行する。

#### 提案理由

この案を提出するのは、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の額の改定のため必要があるからである。

議案第 64 号

知立市職員旅費条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 2 日提出

知立市長 石川智子

知立市職員旅費条例の一部を改正する条例

知立市職員旅費条例（昭和 51 年知立市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 章の章名を削る。

第 2 条第 4 号中「在勤庁」の次に「（常時勤務する在勤庁のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）」を加え、同条第 5 号中「配偶者」の次に「（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」を加え、同条に次の 1 号を加える。

（6）旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 6 条の 4 第 1 項に規定する旅行業者をいう。）その他市長が定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行業者等が市に対して旅行に係る役務その他市長が定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第 7 項において同じ。）を締結したものをいう。

第 3 条第 5 項中「その出発前に」を削り、「旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を変更（取消しを含む。以下同じ。）され」を「旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第 4 項並びに第 5 条において同じ。）を受け、」に、「において」を「その他市長が定める場合には」に改め、「があるときは当該金額」を削り、「なった」を「なる金額又は支出を要する」に改め、同条第 6 項中

「交通機関の事故又は」を削り、同条に次の1項を加える。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項中「任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者(以下「旅行命令権者」という。)」を「旅行命令権者」に、「旅行命令等」を「旅行命令又は旅行依頼(以下この条及び次条において「旅行命令等」という。)」に改め、同条第3項中「旅行命令等を変更する」を「旅行命令等の変更をする」に、「基づき変更する」を「基づき、その変更をする」に改め、同条第4項及び第5項を次のように改める。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿(以下この条において「旅行命令簿等」という。)に、規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に改める。

第6条第1項中「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改め、同条第5項中「車賃」を「その他の交通費」に改め、「以下同じ。」を削り、「路程に応じ」を「、」に改め、同条第6項から第8項までを次のように改める。

6 宿泊費は、第16条の額を上限とした実費額により支給する。ただし、宿泊に係る特別な事情がある場合として市長が定める場合は、同条の額を超えて当該宿泊に要する費用の額を支給する。

7 包括宿泊費は、第17条に規定する合計額により支給する。

8 宿泊手当は、宿泊した夜数に応じ、1夜当たりの定額により支給する。

第7条中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして第11条から第17条までに規定する種目及び内容に基づき」を加える。

第9条中「車賃」を「その他の交通費」に改める。

第10条第1項中「は所定」を「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定」に改め、「請求書」の次に「（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第4項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「これ」を「、これ」に、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に改め、「その旅費」の次に「又は旅費に相当する金額」を、「金額の支給」の次に「又は支払」を加え、同条第4項中「書類」の次に「の種類」を、「事項」の次に「又は記録事項」を加え、「前項」を「第3項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項の次に次の2項を加える。

4 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって市長が定めるものをいう。次項において同じ。）をもって提出することができる。

5 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支払担当者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を出したものとみなす。

第2章の章名を削る。

第11条から第17条までを次のように改める。

（鉄道賃）

第11条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他市長が定めるものをいう。次項及び第14条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる費用に加えて別に支払うものであって、公務のために特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金（市長等に限る。）

(6) 前各号に掲げる費用に付隨する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、市長等が移動する場合には、この限りでない。

(船賃)

第12条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他市長が定めるものをいう。次項及び第14条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 特別船室料金（市長等に限る。）

(5) 前各号に掲げる費用に付隨する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、市長等が移動する場合には、この限りでない。

(航空賃)

第13条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他市長が定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付隨する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、市長等が移動する場合には、この限りでない。

(その他の交通費)

第14条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

第15条 削除

(宿泊費)

第16条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して別表に定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として市長が定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第17条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第11条から第14条までの規定による費用及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

第17条の次に次の1条を加える。

(宿泊手当)

第17条の2 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して別表に定める一夜当たりの定額とする。

2 宿泊手当の額は、この条例の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各

号に掲げる額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の 3 分の 2 の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の 3 分の 1 の額

3 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前 2 項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

第 19 条を次のように改める。

第 19 条 削除

第 21 条第 1 号中「（以下「退職等の日」という。）」を削る。

第 3 章及び第 4 章の章名を削る。

第 26 条を第 28 条とし、第 25 条を第 26 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（旅費の返納）

第 27 条 支払担当者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支払担当者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支払担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、市長が定める。

第 24 条第 1 項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した」を「市以外の者から旅費の支給を受ける」に改め、「当該」を削り、同条を第 25 条とし、第 23 条の次に次の 1 条を加える。

（旅費の支給額の上限）

第 24 条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費に係る旅費の支給額は、第 1 条第 1 項各号、第 12 条第 1 項各号、第 13 条第 1 項各号及び第 14 条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第 7 条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費及び包括宿泊費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第 16 条及び第 17 条並びに第 7 条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当

該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

別表を次のように改める。

別表（第16条、第17条の2関係）

区分	宿泊費基準額（1夜につき）		宿泊手当 (1夜につき)
	市長等	一般職の職員	
北海道	18,000円	13,000円	2,400円
青森県	15,000円	11,000円	
岩手県	13,000円	9,000円	
宮城県	14,000円	10,000円	
秋田県	15,000円	11,000円	
山形県	14,000円	10,000円	
福島県	11,000円	8,000円	
茨城県	15,000円	11,000円	
栃木県	14,000円	10,000円	
群馬県	14,000円	10,000円	
埼玉県	27,000円	19,000円	
千葉県	24,000円	17,000円	
東京都	27,000円	19,000円	
神奈川県	22,000円	16,000円	
新潟県	22,000円	16,000円	
富山県	15,000円	11,000円	
石川県	13,000円	9,000円	
福井県	14,000円	10,000円	
山梨県	17,000円	12,000円	
長野県	15,000円	11,000円	
岐阜県	18,000円	13,000円	
静岡県	13,000円	9,000円	
愛知県	15,000円	11,000円	
三重県	13,000円	9,000円	
滋賀県	15,000円	11,000円	
京都府	27,000円	19,000円	

大阪府	18, 000円	13, 000円
兵庫県	17, 000円	12, 000円
奈良県	15, 000円	11, 000円
和歌山県	15, 000円	11, 000円
鳥取県	11, 000円	8, 000円
島根県	13, 000円	9, 000円
岡山県	14, 000円	10, 000円
広島県	18, 000円	13, 000円
山口県	11, 000円	8, 000円
徳島県	14, 000円	10, 000円
香川県	21, 000円	15, 000円
愛媛県	14, 000円	10, 000円
高知県	15, 000円	11, 000円
福岡県	25, 000円	18, 000円
佐賀県	15, 000円	11, 000円
長崎県	15, 000円	11, 000円
熊本県	20, 000円	14, 000円
大分県	15, 000円	11, 000円
宮崎県	17, 000円	12, 000円
鹿児島県	17, 000円	12, 000円
沖縄県	15, 000円	11, 000円

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例による改正後の知立市職員旅費条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第2条第1項第4号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前にこの条例による改正前の知立市職員旅費条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施

行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第1項第4号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等の変更をする旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

- 3 新条例第3条第5項及び第6項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
- 4 新条例第27条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

#### 提案理由

この案を提出するのは、国家公務員等の旅費に関する法律等の一部改正に伴い必要があるからである。

議案第 65 号

知立市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 2 日提出

知立市長 石川智子

知立市税条例の一部を改正する条例

知立市税条例（昭和 45 年知立市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

附則第 22 条第 1 項中「令和 8 年 3 月 30 日」を「令和 18 年 3 月 30 日」に改め、同条第 2 項中「又は法人」を「、法人」に改め、「もの」の次に「又は法人税割の課税標準である法人税額（法第 321 条の 13 の規定の適用を受ける法人にあっては、関係市町村に分割する前の法人税額とする。）が、年 1,000 万円以下の法人」を加え、同条に次の 3 項を加える。

5 法人税額の課税標準の算定期間が 1 年に満たない法人に対する第 2 項の規定の適用については、次項に規定する場合を除き、第 2 項中「年 1,000 万円以下」とあるのは「1,000 万円に当該法人税額の課税標準の算定期間の月数を乗じて得た額を 12 で除して計算した金額以下」とする。

6 法人税法第 71 条第 1 項又は第 144 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、第 46 条の規定により法人の市民税の申告書（法人税法第 71 条第 1 項又は第 144 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項の申告書に係る法人税額等を記載したものに限る。）を提出すべき場合における第 2 項の規定の適用については、同項中「法人税割の課税標準である法人税額（法第 321 条の 13 の規定の適用を受ける法人にあっては、関係市町村に分割する前の法人税額とする。）が、年 1,000 万円以下」とあるのは「当該事業年度開始の日から 6 月を経過した日の前日までに前事業年度の法人税割額として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額を、前事業年度の月数で除して得た額の 12 倍に相当する額が 1,000 万円以下」とする。

7 前2項の月数は、暦に従って計算し、1月末満の端数を生じたときは、1月とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和8年3月31日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例による改正後の知立市税条例の規定は、この条例の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

#### 提案理由

この案を提出するのは、法人税割の税率の特例の適用要件等を改正するため必要があるからである。

議案第 66 号

知立市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 2 日提出

知立市長 石川智子

知立市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 34 条の 16 第 1 項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第 6 条の 3 第 2 3 項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(一般型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備の基準)

第 3 条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所の乳児室の面積は、乳児又は満 2 歳に満たない幼児 1 人につき 3.3 平方メートル以上とする。

(余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準)

第 4 条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年愛知県条例第 68 号）（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成 18 年愛知県条例第 60 号）
- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年愛知県条例第 58 号）

(4) 家庭的保育事業等を行う事業所 知立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年知立市条例第 号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

（その他の基準）

第5条 前条に定めるものを除くほか、第1条の基準は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）に定めるところによる。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

この案を提出するのは、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の制定に伴い必要があるからである。

議案第 67 号

知立市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 2 日提出

知立市長 石川智子

知立市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 54 条の 3 において準用する同法第 46 条第 3 項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(特定乳児等通園支援事業の基準)

第 2 条 前条の基準は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 95 号）に定めるところによる。

(委任)

第 3 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準の制定に伴い必要があるからである。

議案第 68 号

知立市特別保育等の実施に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 2 日提出

知立市長 石川智子

知立市特別保育等の実施に関する条例の一部を改正する条例

知立市特別保育等の実施に関する条例（昭和 62 年知立市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「実施及び」を「実施、」に、「並びに私的契約児保育の実施」を「、私的契約児保育の実施及び乳児等通園支援の実施」に改める。

第 8 条を第 9 条とし、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（乳児等通園支援の実施）

第 8 条 乳児等通園支援の実施は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 3 項に規定する事業について、規則で定めるところにより行うものとする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の創設に伴い必要があるからである。

議案第 69 号

知立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 2 日提出

知立市長 石川智子

知立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

知立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年知立市条例第 29 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 34 条の 16 第 1 項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（事業所内保育事業を行う事業所の設備の基準）

第 3 条 事業所内保育事業（利用定員が 20 人以上のものに限る。）を行う事業所の乳児室の面積は、乳児又は満 2 歳に満たない幼児 1 人につき 3.3 平方メートル以上とする。

（その他の基準）

第 4 条 前条に定めるものを除くほか、第 1 条の基準は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）に定めるところによる。

（委任）

第 5 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

この案を提出するのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い必要があるからである。

議案第 70 号

知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 2 日提出

知立市長 石川智子

知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年知立市条例第 30 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 34 条第 2 項及び第 46 条第 2 項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（特定教育・保育施設の利用者負担等の受領）

第 3 条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満 3 歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める

金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育  
給付認定子ども 7万7,101円

(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育  
給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)及びウに  
おいて同じ。） 7万7,101円

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負  
担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学  
校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍  
する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上い  
る場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供  
(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育  
給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ど  
も（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育  
給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目  
の年長者である者を除く。）である者

ウ 教育・保育給付認定保護者が養育し、かつ、当該教育・保育認定保護者と  
生計を同じくする児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間  
にある者をいう。）が同一の世帯に3人以上いる場合における法第19条第  
2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（そ  
のうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）に対する副食の提供  
(ア又はイに該当するものを除く。)

エ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

(4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要す  
る費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係  
る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適當と認めら  
れるもの

(その他の基準)

第4条 前条に定めるものを除くほか、第1条の基準は、特定教育・保育施設及び

特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準

(平成26年内閣府令第39号)に定めるところによる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

この案を提出するのは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い必要があるからである。

## 議案第 71 号

### 知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 2 日提出

知立市長 石川智子

### 知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例

知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（平成 27 年知立市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び私的契約児保育」を「、私的契約児保育及び乳児等通園支援」に改める。

第 14 条を第 15 条とし、第 11 条から第 13 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 10 条中「又は私的契約児保育料」を「、私的契約児保育料又は乳児等通園支援利用料」に改め、同条を第 11 条とし、第 9 条の次に次の 1 条を加える。

（乳児等通園支援利用料の徴収及び額）

第 10 条 市長は、特別保育等実施条例第 8 条に規定する乳児等通園支援を行ったときは、保護者から乳児等通園支援利用料を徴収する。

2 前項に規定する乳児等通園支援利用料の額について、規則で定めるところにより行うものとする。

別表第 3 備考第 1 項中「第 5 項」を「第 6 項」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

#### 提案理由

この案を提出するのは、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の創設に

伴い必要があるからである。

議案第72号

知立市水道事業給水条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年12月2日提出

知立市長 石川智子

知立市水道事業給水条例の一部を改正する条例

知立市水道事業給水条例（昭和52年知立市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第25条の表中「560」を「672」に、「1,370」を「1,644」に、「2,500」を「3,000」に、「7,650」を「9,180」に、「11,330」を「13,596」に、「28,350」を「34,020」に、「47,600」を「57,120」に、「67円」を「74円」に、「96円」を「106円」に、「129円」を「148円」に、「157円」を「183円」に、「185円」を「215円」に、「216円」を「247円」に、「291円」を「335円」に改める。

附則第3項中「住宅都市整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に、「170円」を「204円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の知立市水道事業給水条例第25条の規定は、令和8年7月1日以後に行う水道メーターの点検又は使用水量の認定（以下「点検等」という。）に係る水道料金について適用し、同日前に行う点検等に係る水道料金については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、令和8年7月1日前から継続して給水を受けている

給水装置の所有者、使用者、代理人又は管理人に係る水道料金であって、同日以後初めて行う点検等に係るものについては、なお従前の例による。

#### 提案理由

この案を提出するのは、水道料金の額の改定のため必要があるからである。

## 議案第73号

### 知立市西丘コミュニティセンターの指定管理者の指定について

下記のとおり知立市西丘コミュニティセンターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

知立市長 石川智子

#### 記

1 施設の名称	知立市西丘コミュニティセンター
2 指定管理者	知立市西丘町西丘33番地2 西丘町内会 西丘町区長 益田雄二
3 指定の期間	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

#### 提案理由

この案を提出するのは、知立市西丘コミュニティセンターの指定管理者を指定するため必要があるからである。

議案第 74 号

知立市有料駐車場の指定管理者の指定について

下記のとおり知立市有料駐車場の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 2 日提出

知立市長 石川智子

記

- 1 施設の名称 知立市有料駐車場
- 2 指定管理者 名古屋市中区栄三丁目 31 番 12 号  
大成株式会社  
代表取締役社長 加藤憲博
- 3 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

提案理由

この案を提出するのは、知立市有料駐車場の指定管理者を指定するため必要があるからである。